

報告第15号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成30年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 件名及び契約名 | 平成29年第1回杉並区議会定例会において議案第15号により議決を得た「杉並区永福体育館移転改修建築工事」                          |
| 2 金額の変更   | 議決を得た契約金額 金1,017,360,000円<br>変更後の契約金額 金1,030,568,400円<br>契約金額の増額 金13,208,400円 |
| 3 変更理由    | 工事着手後、管理棟2階屋上及び体育館トップライト部分のウレタン防水の追加並びに既存建物解体における工法変更等、工種・数量に増減が生じたため。        |
| 4 専決処分年月日 | 平成30年6月20日  |